

長 建 協 発 第 521 号  
平成 22 年 3 月 31 日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会  
会 長 谷 村 隆 三  
【公 印 省 略】

下請事業者への配慮等について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、我が国の景気は、持ち直してきているものの、依然として厳しい状況にあり、こうした厳しい経済情勢を鑑み、政府は、昨年 12 月に緊急経済対策を取りまとめ、中小企業の資金繰り対策などの実効性ある政策に重点的に取り組むとともに、下請代金支払遅延等防止法等の関係法令の厳格な運用と違反行為への厳正な対処も行っております。

今般、年度末の金融繁忙期を控え、昨年 11 月の要請（「振興基準」の遵守等）に加え、改めて国土交通大臣並びに経済産業大臣より別添のとおり下請け業者への配慮について要請がまいっておりますので、ご配慮下さるようお願い申し上げます。